

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号、平成六年(ワ)第二三〇八号
公式陳謝等請求事件

原告 朴

ほか八一名

被告 国

答弁書兼第一一準備書面

平成九年二月一三日

被告指定代理人

谷	近	信	田	阿	山	櫻	安	中	橘	稻	石
口	藤	田	中	多	垣	井	田	尾	田	葉	井
幸	備	尚		麻	清	良	錦	利		一	忠
							治				

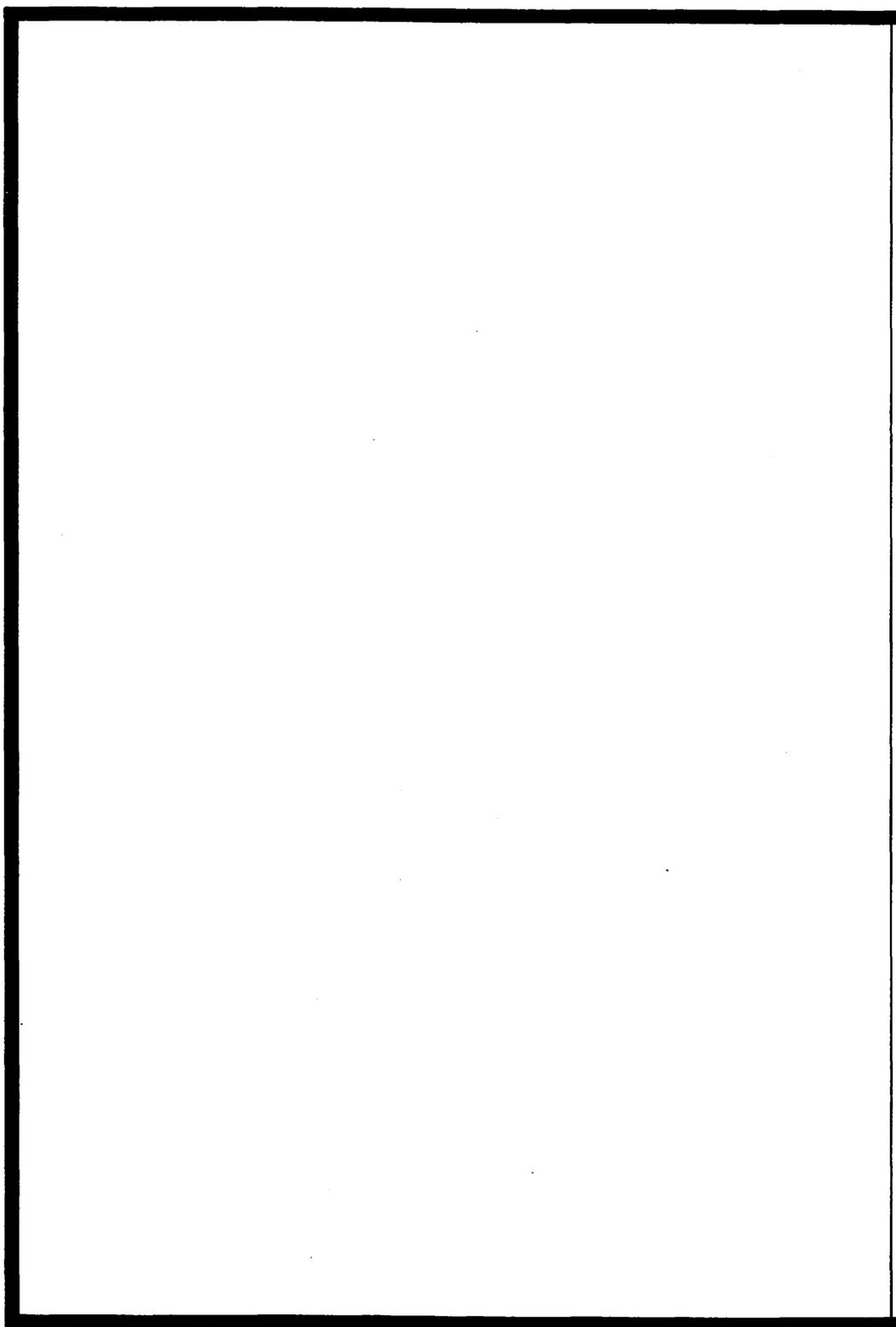
夫	敬	志	實	子	正	則	郎	彦	博	人	雄
											

京都地方裁判所 第一民事部 御中

重 遠 藤 白 野
元 藤 原 川 澤
博 豊 朋 福 一

道 二 子 郎 真

代 代 代 代 代



一 本書面の趣旨

被告は、本書面において、(一)京都地方裁判所平成六年(ワ)第二三〇八号事件の請求の趣旨に対する答弁を行うとともに、(二)同事件訴状記載の請求の原因第一の二、七(犠牲者の遺骨)並びに平成四年(ワ)第二〇七五号事件訴状記載の請求の原因第一の二、七(犠牲者の遺骨)及び同五年(ワ)第二二二五号事件訴状記載の請求の原因第一の二、七(同)(以上主張事実は同じ)についての認否を共通のものとして行う。なお、以下の認否は、被告が右平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号事件について平成六年九月二二日付け第七準備書面で行った認否をより詳細にしたものである。

二 平成六年(ワ)第二三〇八号事件の請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求めらる。

なお、仮執行の宣言を付することは相当ではないが、仮にその宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めらる。

三 請求の原因第一の二、七（犠牲者の遺骨）についての認否（三事件共通）

1 (一) について

認める。この経過は以下のとおりである。

昭和二〇年八月二四日、旧海軍軍属朝鮮人工員等多数に乗せた運送艦浮島丸が舞鶴湾内で沈没したとの報に接した舞鶴鎮守府は、舞鶴港務部、同防備隊、同海兵团や平海兵团を救助活動に当たらせ、負傷者については海軍病院への搬送等を行った。そして、舞鶴鎮守府は、同月二五日から九月初めまでの間、現場搜索を続け、朝鮮人乗船者の多数の遺体を揚収した。また、救助後に死亡した者もいた。一部の遺体については、その家族や知人により引き取られたが、残りは仮埋葬された。

2 (二) 及び (三) について

昭和二五年（一九五〇年）三月から、飯野サルベージ株式会社が浮島丸の引揚作業を行い、一〇三柱の遺骨を収容したこと、同年三月その遺骨と前項の遺骨が火葬されたことは認める。

なお、浮島丸の引揚作業は、飯野サルベージ株式会社が、昭和二五年三月から同二七年五月にかけて行った（第一次引揚作業）。

右引揚作業のうち、遭難者の遺骨の扱い等については厚生省第二復員局残務処理部の責任において進められることとなり、同部が遺骨の扱いについて慎重丁寧に行うように申し入れたこともあり、飯野サルベージ株式会社は、死没者に対して極めて敬けんな態度で作業を進め、船内から多数の遺骨が収容された。

3 (四) について

昭和二九年（一九五四年）一月から、飯野重工（業）が浮島丸の第二次引揚作業を行い、船内から多数の遺骨が収容されたことは認める。

4 (五) について

遺骨は、昭和三〇年一月、舞鶴地方復員部から呉地方復員部に移送されたこと、さらに、昭和三三年に、厚生省引揚援護局に移管され、昭和四六年、東京都目黒区所在の祐天寺に預託されたことの各事実は認める。その経緯は以下のとおりである。

浮島丸遭難者の遺骨のうち、朝鮮半島出身者のものについては、昭和三〇年一月に、舞鶴地方復員部から呉地方復員部に移送された。遺骨の状況について、記録によれば、移送前の舞鶴地方復員部においては、「五二四箱（人名記入なし）」とされており、呉地方復員部に移送された後は、「本遺骨は何れも氏名不明（一部姓のみ判明）で同船沈没の際死没した朝鮮出身者五二四名に分骨夫々紙袋に入れ正規の遺骨箱に収納したもの」であって、「氏名不詳のため無名木箱入であるが各遺骨には五二四名それぞれの氏名を記入し各個包装を要することとなる。」とされている。

他方、昭和二九年八月に、厚生省引揚援護局次長名の「浮島丸遭難者遺骨移送について」において、「遺骨安置については、死没者数に分骨する等の処置を講じおくよう留意ありたい。」との通知がされている。

これらのことからすると、浮島丸遭難者の遺骨については、右通知に基づき、舞鶴地方復員部において、引揚作業の終了後に朝鮮半島出身者の遭難者の数（五二四名）にあらかじめ分け（いわゆる分骨）、呉地方復員部に遺骨が移送された後に各々の遺骨箱に五二四名の氏名の記入が行われたものと推察される。

5 (六) について

浮島丸遭難者の遺骨が昭和四六年（一九七一年）、昭和四九年（一九七四年）に返還されたこと、現在、未返還の遺骨が、祐天寺において保管されていることは認める。この経緯等は以下のとおりである。

朝鮮人戦没者の遺骨返還は、昭和三十一年に日本国外務省を通じ韓国代表部

に名簿が手交されたことを契機に返還の交渉が持たれ、昭和四四年八月の第三回日韓定期閣僚会議において遺骨返還について合意されたため、昭和四五年以降、外交ルートによる遺骨の返還が開始された。浮島丸遭難者の遺骨については、前記昭和四六年及び昭和四九年のほか、昭和五一年の三回にわたり返還されている。